

横浜町地域おこし協力隊募集要項

募集概要	<p>横浜町は、本州最北端の下北半島の玄関口に位置する人口 4,351 人(令和 3 年 4 月 1 日現在)のまちです。</p> <p>主要産業は漁業・農業の第一次産業となっており、漁業ではホタテをはじめとした多くの海産物に恵まれており、なかでも平成 27 年に地域団体商標に登録された「横浜なまこ」は陸奥湾の珍味として人気を博しています。また、農業ではじゃがいもや長芋の生産に力を入れており、じゃがいもの一部は大手メーカーのポテトチップスとして全国へ売り出されています。</p> <p>町一番の観光資源は 5 月に町全体で咲き誇る菜の花となっており、毎年行われる菜の花フェスティバルには多くの観光客が訪れます。</p> <p>本町では、これらの地域資源を活かし、魅力あるまちづくりに取り組んできましたが、就職や進学で若者が都市圏へ流出し、人口減少・少子高齢化が進んでおり、人口と地域力の維持が課題となっています。</p> <p>そこで、意欲のある地域外からの人材を受入れ、横浜町の地域資源等の魅力を再発見し、地域の方々と一緒になって町外へ発信していただける方を募集します。</p>
業務内容	<p>●企画部門</p> <ul style="list-style-type: none">・地域おこし業務 <ol style="list-style-type: none">① 日常業務・町のホームページや SNS での情報発信、問合せ対応② 地域おこしに関する業務③ その他町の広報活動に関する業務
募集対象	<ul style="list-style-type: none">・申し込み時点で、3 大都市圏又は地方都市等(過疎、山村、離島、半島などの条件不利地を除く)に在住し、採用後に横浜町へ住民票を異動して移住できる方・年齢が令和 4 年 4 月 1 日現在で、満 20 歳以上の方 (性別、未婚・既婚を問いません。)・普通自動車運転免許を有し、日常的に利用されている方・パソコンの一般操作ができる方・心身ともに健康で地域になじむ意志を有し誠実に活動できる方・地域の活性化に深い知識と熱意を有し積極的に活動できる方・地域おこし協力隊として活動期間終了後に横浜町へ定住し、就業しようとする意欲を持っている方・<u>地方公務員法第 16 条</u>に規定する欠格条項に該当しない方

募集人数	若干名
勤務地	横浜町役場
勤務時間	<ul style="list-style-type: none"> ・週 35 時間勤務（原則として、8 時 30 分から 16 時 30 分まで） ※業務内容等により変更となる場合があります。
休日・休暇	<ul style="list-style-type: none"> ・土曜日、日曜日、国民の祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日までの間 ※勤務の都合により休日の出勤があります。 ・勤務日数に応じ年次休暇あり。
雇用形態・期間	<ul style="list-style-type: none"> ・一般職の会計年度任用職員として採用されます。 ・任用期間は、採用の日から 2023 年 3 月 31 日（以降 1 年単位で更新可能、最長 3 年間まで）※採用の日は、協議のうえ決定します。 ・地域おこし協力隊としてふさわしくないと判断した場合は、雇用期間中であってもその職を解くことができるものとします。
給与・賃金等	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬 月額 180,000 円 ※期末手当、時間外手当別途支給。 ・詳細については横浜町地域おこし協力隊任用規則による。 ・隊員に公務のための旅行を命じた場合は、横浜町職員等の旅費に関する条例の規定に準じて旅費を支給します。 ・協力隊の活動及び関連する研修等に要する経費について、予算の範囲内で支給します。
待遇・福利厚生	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険、厚生年金、雇用保険に加入します。 ・住居については、町内の住宅を町が準備します。 ※光熱水費は自己負担となります。 ・協力隊の活動に要する車両は専用の公用車又は私用車の借上げとなります。 ※燃料費は自己負担となります。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜町までの引越し費用（交通費含む）、生活備品等の経費については自己負担となります。
申込受付期間	<p>随時受付（募集開始日から令和 4 年 2 月 15 日まで申込された方は令和 4 年 4 月 1 日の採用を予定しています。定員に満たない場合は、受付を継続します。）</p> <p>※当日消印有効</p>

<p>審査方法</p>	<p>選考審査については、申し込み受け付け後、順次実施します。</p> <p>1. 第1次選考審査</p> <p>書類選考 応募用紙に必要事項を記入し提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出書類 <ul style="list-style-type: none"> ① 応募用紙 ②住民票 1通 ③普通自動車運転免許証のコピー <p>※第1次選考の結果は、受付後2週間程度で文書により通知します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出方法 郵送または持参 ・提出先、問い合わせ先 <p style="margin-left: 40px;">〒039-4145</p> <p style="margin-left: 40px;">青森県上北郡横浜町字寺下 35 番地</p> <p style="margin-left: 40px;">横浜町役場 企画財政課 宛</p> <p style="margin-left: 40px;">TEL : 0175-78-2111 (内線 332)</p> <p>2. 第2次選考審査</p> <p>面接選考</p> <p>日程については、第1次選考審査日後、ご相談させていただきます。</p> <p>※第2次選考の結果は、文書で通知します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応募のために必要な費用（交通費、郵便料等）は応募者の負担となります。 ・提出された書類はお返しいたしません。
-------------	---

(参考) 募集対象における地方公務員法第16条の規定について
(欠格条項)

第十六条

次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者